

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十一年一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年九月二十七日奈良県指令建第一〇二―七四号

平成三十年十二月十三日奈良県指令建第一〇二―七四―一号

平成三十一年一月十日奈良県指令建第一〇二―七四―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年一月十五日建第九三三九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十一年一月十五日建第五五二二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市四条町五三四番一、五三六番一及び五三七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市南八木町二丁目三番三五号

株式会社崎山組 代表取締役 寄山雅由

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市四条町五三四番一、五三六番一及び五三七番一の各一部